２０２３年２月議会　一般質問　　　　　　　　　　　2023年２月28日　吉田英策

日本共産党の吉田英策です。通告に従い質問をいたします。

1. 物価高騰から暮らしを守ることについて

　物価高騰がくらしを直撃しています。食料品等の値上げが相次ぎ、電気やガスなどエネルギー関連の値上げで、くらしと中小事業者の経営存続が危ぶまれています。働く人が豊かになってこそ経済を強くすることができます。大企業の５００兆円もの内部留保に時限的に課税し、中小企業支援を行い最低賃金を１５００円に引き上げ、全ての企業での賃上げを実現すること、県が所管する分野での賃上げを率先して実現することが緊急に求められます。

県発注の工事や印刷、物品の調達、施設管理委託などで、設計単価にもとづいて適正な賃金や労働条件を確保すべきです。

①県と事業者との間で締結する契約において、労働者の適正な労働条件が確保されるよう公契約条例を制定すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

医療、介護、保育などケア労働者の賃金や処遇改善は、女性が多く働く場でもあり男女の賃金格差解消、ジェンダー平等からも重要です。コロナ禍でケア労働者は感染のリスクも顧みず、仕事に従事しました。介護や保育は、全産業よりも平均５万円も低いといわれ、看護の職場は環境改善などが求められています。昨年２月からの処遇改善事業では、賃上げは依然低いとの声が上がり、申請作業の負担、同じ事業所でも支援できない職種がでるなどの制度上の不備から４分の１の事業所は申請していないといわれています。

②-⑴看護職員の賃上げに向け、医療機関に対して処遇改善のための支援をすべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

②-⑵介護従事者等の賃上げに向け、事業所に対して処遇改善のための支援をすべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

②-⑶保育士の賃上げに向け、施設に対して処遇改善のための支援をすべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

1年契約で働く「会計年度任用職員」が今、雇い止めに直面しています。国は更新の上限を原則2回としました。会計年度任用職員制度が導入されて３月末で3年目を終えるため、職員の契約が原則継続されません。本県は、職員の安定した雇用と能力を十分発揮できるよう継続雇用と処遇改善を行うべきです。

③会計年度任用職員の雇止めをせず、継続雇用を進めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

２、事業者支援について

コロナ禍で売り上げが減少した中小企業を支援する政府の実質無利子・無担保融資いわゆるゼロゼロ融資で、県内企業の返済開始が今年の夏から本格化します。既に資金繰りが行き詰まり、借入金を返済できなくなった企業が出ており、県信用保証協会が返済を肩代わりする「代位弁済」は昨年１１月末までに計９９件、合計約１３億円といいます。県は、中小企業向け制度資金「伴走支援型特別資金」の要件を緩和しましたが、こうした事業所でも新型コロナ、さらに物価高騰、燃油高騰で「先が見通せない」といいます。償還免除など思い切った措置が必要です。

①借入金の返済が困難な事業者に対し、事業継続のため償還免除を含めた支援を行うべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

中小・小規模事業者は、持続化給付金などの終了後、直接支援はなく「生きるか死ぬかだ」との切実な声が聞かれます。物価高騰、燃油高騰のもとで電気代の負担が重くのしかかり、県内中小事業者からも事業存続の危機との声が寄せられています。全産業に占める中小企業数は99.7%、雇用は、労働者の３分の２人を占めます。経済の主役であり、雇用や地域活動の中心的な存在です。中小企業が元気になってこそ日本経済も地域の経済も守ることができます。青森県は県内中小企業者への独自の支援を行っています。国の事業者支援がないもとで、苦境にある事業者に直接支援をおこなうことは、事業者への力強いメッセージにもなります。

②物価高騰等の影響を受けている中小企業者に対し、直接支援を行うべきと思いますが、知事の考えをお聞きします。

３、原発事故による避難者の支援について

岸田首相の「原発回帰への大転換は、「可能な限り原発依存度を低減する」としてきた政府の立場を投げ捨てるものです。

　いわき市民訴訟原告団長の伊東達也氏は、「原発事故前の日本に戻してはいけない」と訴え、被災者は、「事故が起きたら誰の手にも負えない。その教訓がどこへ行ったのか」と、怒りを募らせています。事故の教訓は、原発とは共存できないということです。

住民の避難は継続し、廃炉、全除染の見通しが立たず、医療やコミュニティー、買い物などの環境が整わず、居住率はいまだ３割です。

　県外に避難を継続している県民は２万人を超えます。こうした県民に、県外のＮＰＯなど民間団体が支援を行っています。遠く離れた県外にあって、避難した県民の生活再建や帰還を後押しする民間団体の活動は、人道上、重要であると考えます。

県はこうした団体が行う事業に対して、補助を行ってきましたが、昨年度から補助金の交付要件が厳しくなり、団体から「使いづらい」との声が出され、電話代やＺＯＯＭ使用料、Ｗｉ-Ｆｉが対象外になる場合があります。県外避難者が県内で開催する交流会事業は複数団体による共催は認められていますが、県外避難者１０名以上の参加が条件とされています。国が要件を厳しくしたためであり、避難者切り捨てそのものです。

①避難者支援を行う県外の民間団体への補助について、支援活動に支障を来さないよう、補助対象を広く捉えるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

いまだに東日本大震災と原発事故による避難者は、県内外に約27,000人が避難を継続しています。県外避難者は復興庁が集計しますが、避難は１２年と長期にわたり、精神的にも経済的にも負担を抱えており、県は、避難者一人一人の状況に見合った支援を行うことが求められます。原発事故被害の特異性から、避難者支援課が避難者の把握から支援まで一体的に行うことが必要だと考えます。

②県内外の避難者の把握と支援を一体的に行うべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

県は、原発事故により避難し、国家公務員宿舎に入居した県民に対し退去を民事調停や訴訟に訴えています。区域外避難者の住宅の無償提供終了後2019 年４月以降、２倍家賃を請求、親族に退去と家賃支払いの協力を求めるなど住宅の明け渡しを求めてきました。

調停、訴訟は、国際人権法、子ども被災者支援法にも反し、経済的、精神的に追い詰める人権侵害です。財務省は、福島県に使用を認めており、県は、避難者一人一人に寄り添った対応をするべきです。

③国家公務員宿舎の明渡しを求める民事調停や訴訟を取り下げ、当事者間の話し合いで解決を図るべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

４、再生可能エネルギーの推進について

　原発や石炭火力発電などに頼らず、再エネこそ、環境を守る持続可能なエネルギーであることは明らかです。再エネ推進のための固定価格買取制度の適用は、事業者が２０年、住宅用は１０年です。買取期間の終了や買取価格の低下は、再エネ利用の終了を早め、大量の機材の廃棄を生み出すことにもつながります。すでに発電を終了した風車やパネルの撤去について様々な問題も生じています。

地域密着型・地産地消の再生エネを進めていくためにも固定価格買い取り制度を地域の多様なとりくみが促進できるよう買取期間の延長、価格の見直しなどを改善すべきです。

①再生可能エネルギーを推進するため、固定価格買取制度による買取期間延長を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

風力発電や大型太陽光発電などは地域住民への影響が大きく、土砂災害の危険や、景観が損なわれる場合があるにもかかわらず、住民の合意がないまま進む事例が少なくありません。太陽光発電施設は、規模によっては環境アセスにかからず、林地開発許可のみで事業が進み、結果的に住民が知らないまま進むことがあります。

また、事業終了後や老朽化した太陽光パネルや風力発電設備の撤去などは、そのまま放置すれば地域の環境を破壊します。廃棄やリサイクルを制度化することは、住民の理解を得て、再エネを推進するためにも必要です。

楢葉町では、町内への太陽光発電設備の適切な設置のため、事業者に近隣住民への説明、町への届け出を条件とし、違反の場合は指導、勧告が可能な条例を制定しました。（2023年１月１日施行）

大玉村は、１０キロワット以上の太陽光発電に対し、事業者は事前に地域住民への説明、村長への事前届け出書を提出と同意、景観との調和や土砂の流出を防ぐための措置、発電事業の終了時の撤去費用の資金調達計画を求めています。(2019年12月)

②再生可能エネルギーの導入に当たっては、住民の合意を要件とする条例を制定すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

太陽光パネルの撤去費用の積み立て制度はありますが風力発電にはありません。発電終了後の解体、撤去リサイクルなど県が指導できるルールが必要です。

③風力発電事業について、安全な維持管理及び事業終了後の適切な撤去に関するルールが必要と思いますが、県の考えをお聞きします。

５、福島国際研究教育機構について

国は、機構について、「創造的復興の中核拠点」を目指すとしています。そのために、県外からの数百名の研究者を招き入れるとしています。そのための研究者を受け入れる生活環境・インフラを備える研究タウン、街づくりなどは、県と地元負担になりかねず、維持管理費も県民負担があってはなりません。

①福島国際研究教育機構、いわゆるＦ－ＲＥＩの運営費について、県や地元市町村の負担にならないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

　２０２１年にロボットテストフィールドで防衛装備庁が作業車両の遠隔操縦実験と強化服の実験を行ったとの報道がありました。岸田首相の大軍拡方針の下、福島国際研究教育機構が軍事研究の一端を担わされることがあってはなりません。国際研究教育機構における研究は、福島の復興と廃炉、そして平和的な研究に限定すべきです。先端技術の研究と開発は、軍事研究と表裏の関係だからこそ厳格な認識が求められます。

②Ｆ－ＲＥＩが行う研究は、平和研究に限ることを明確にすべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

６、保育の無償化について

　子育て支援の拡充は緊急の課題です。東京都は、子育て支援策として新年度から第２子以降の保育料無償化を決めました。物価高騰や人口減少対策、少子化対策は、原発事故を経験した本県こそ大胆な子育て世代への支援が必要です。国の助成では、第２子が半額、第３子以降が無料となりますが、小学生以上は第１子にカウントされません。県内市町村では第１子から無償の独自支援を１７市町村が行っています。県内同一の支援が必要です。

①０歳児から２歳児までの保育料の無償化を国に求めるとともに、独自の支援も実施すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

７、県立高等学校改革に伴う空き校舎等の利活用について

　県立高校統廃合で生じる空き校舎や土地の利用について県は、「住民実情に合った活用について安心感をもって住民と共に検討を進められるよう補助制度を検討し、地元や市町村を後押しする」としています。

　統廃合については、住民要望を聞き入れず、県教委の押し付けが地元でも大きな問題になりました。南会津高校と田島高校の統合は、いまだに反対の声が起きています。利活用について、住民と共に検討するのは当然であり、この間の統廃合の進め方の反省が必要です。

　空き校舎の利活用については、市町村との十分な協議を行い、地域の活性化に資するためにも、住民が参加して、その利用方法を決めるべきです。

①県立高等学校改革に伴う空き校舎等の利活用に係る検討は、住民参加型で進めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞きします。

８、高齢者の補聴器の購入補助について

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなり、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えています。しかし、補聴器は高額で、「高くて買えない」との声が上がっています。加齢性難聴は日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、うつや認知症の原因にもなることが指摘されています。高齢者が元気に活躍するために補聴器の購入補助は福祉の観点から行うべきです。

①高齢者の社会参加と認知症予防のため、補聴器の購入費用を補助すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

９、県職員の不祥事根絶について

　県職員が県発注の公共工事を巡る収賄容疑などの不祥事には、職員のコンプライアンス意識の低下があります。県は、再発防止のためにも原因の分析と職員の増員で働きやすい環境の実現に取り組むことです。同時に、過密労働、長時間労働などの要因があるのではないでしょうか。

①県職員の不祥事の原因を分析し、再発防止に取り組むべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

②超過勤務時間の縮減に向け、正規職員を増員すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

10、河川の維持管理について

　２０１９年の台風１９号の河川災害で、いわきの夏井川流域では８人の方が亡くなるなど人的被害、住宅に甚大な被害を及ぼしました。河川の維持管理の遅れが大きな問題になりました。そうした教訓を踏まえれば、頻発する河川災害を防止するために、河道掘削や除草などの河川の維持管理が今までにまして重要であることは言うまでもありません。

河川堤防の草刈りは、年に何回も行わなければならない場合が出ています。河川堤防の草刈りは、県直営やボランティア団体、地域の愛護団体がおこなっています。

　ボランティア団体や愛護団体が行うものについて、高齢化に伴い、作業が危険、人が集まらないとの理由から県直営や建設会社への委託事業へとの声が出されています。こうした作業が地域の負担にならないようにすべきです。

①河川堤防の除草を実施する地域団体の負担軽減のため、県が主体となる除草を拡充すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

②除草を含めた河川の維持管理に関する予算を増額すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

以上で質問を終わります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　5746字